

雇均発 0227 第 3 号
令和 7 年 2 月 27 日

各都道府県労働局長

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について

今般、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布され、令和 6 年 11 月 1 日より施行された。

フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者には家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者も含まれることから、家内労働者に関しては、家内労働法とともにフリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される。

両法は趣旨・目的と異にするものではあるが、具体の義務の内容については共通するものがあり、その適用関係については、下記の通りであるので、了知されたい。

記

- 1 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する業務委託事業者に該当する委託者が家内労働者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により家内労働者に対し明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 3 条）。これら事項は家内労働法第 3 条に基づき交付する家内労働手帳に記入する事項であることから、当該義務を履行することにより、フリーランス・事業者間取引適正化等法の取引条件の明示義務も果たされるものであること。
- 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する特定業務委託事業者に該当する委託者が家内労働者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、給付を受領した日等から起算して 60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない、当該支払期日までに報酬を支払わなければならない（フリーラ

ンス・事業者間取引適正化等法第4条)。家内労働法第6条では、工賃は、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならないとされており、当該義務を履行し、1月以内に工賃を支払うことにより、フリーランス・事業者間取引適正化等法の報酬支払いの義務も果たされるものであること。

- 3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する特定業務委託事業者に該当する委託者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法でいう継続的業務委託（6ヶ月以上の期間行う業務委託）に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、例外事由に該当する場合を除き、当該契約の相手方である家内労働者に対し、書面や電子メール等により、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条第1項）。

また、予告がされた日から契約が満了する日までの間において、家内労働者が契約の解除の理由を委託者に請求した場合、例外事由に該当する場合を除き、書面や電子メール等により、遅滞なく開示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条第2項）。

委託の打ち切りについて、家内労働法第5条は、6月を超えて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならないことを規定しているが、この努力義務は、上記のフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務の履行により、果たされるものであること。

○別添

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要等について